

# 枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の陽性判明時の対応について

令和4年1月20日

枚方市教育委員会

## <保護者の皆様へのお知らせ>

(1) 「感染確認の調査のための臨時休業等」の再開は、疫学調査の結果濃厚接触者等がないことが確認された後、又は濃厚接触者等の陰性が確認された後とします。

(2) 学習保障については、陽性確認された当該児童・生徒の症状等も勘案しながら、オンライン授業を活用した「学びを止めない」ための取組を行います。また、学級閉鎖等（学級閉鎖、学年閉鎖及び臨時休業。以下同じ）で学校の休業が長期化した場合も、同様に行います。

(3) 給食は、学級閉鎖等の再開に合わせて実施します。なお、給食費は、学校の休業日や出席停止の日数分について返還します。

(4) 今後、無症状の児童生徒に対する安全安心PCR検査は実施いたしません。府内在住者で無症状の方は、コロナの検査を無料で受けられますので、ご利用ください。詳しくは、枚方市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000037491.html>

## <保護者の皆様へのお願い>

### (1) 児童・生徒がPCR検査を受診する場合

受診した児童・生徒本人は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。また、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等へその旨を連絡してください。

### (2) 児童・生徒本人に陽性が確認された場合の連絡について

児童・生徒本人に陽性が確認された場合、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等連絡していたき、保健所の指示に従って療養してください。

### (3) 児童・生徒本人が「濃厚接触者」とされた場合

陽性者と最後に濃厚接触をした日から起算して10日間を、健康観察期間として自宅待機とします。

### (4) 児童・生徒本人が「濃厚接触者」とされずに行政検査を受けた場合

検査結果が出るまで自宅待機をお願いします。検査で「陰性」となった場合は、翌日から登校は可能です。（10日間の自宅待機は必要ありません。）

※行政検査・・・保健所や医療機関の医師が必要と判断して行う検査

### (5) 学級閉鎖等を行っている期間

児童・生徒については、不要不急の外出を控えるようお願いします。

また、児童・生徒のご家族の方については、学級閉鎖等を行っている期間中は、厚生労働省が発表している「新しい生活様式」の実践例（3密の回避、手洗い・手指消毒、テレワークや時差出勤など）に沿った行動をお願いします。

「児童・生徒本人の陽性」や「濃厚接触者」等とされた場合は、同居者の行動自粛の有無を含めて保健所や医療機関の指導に従ってください。